大阪府学校教育審議会　工業教育部会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府学校教育審議会規則（昭和43年大阪府教育委員会規則第４号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下、「審議会」という。）に設置する工業教育部会（以下、「部会」という。）に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

（部会）

第２条　部会は、今後の公立中学校卒業者数が減少する中での工業系高等学校の役割とあり方、工業系高等学校における教育内容の充実と人材育成、工業系高等学校の魅力発信とイメージ戦略等について調査審議する。

（部会長）

第３条　部会長は、会務を掌理する。

２　部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

（会議）

第４条　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

２　部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

（庶務）

第５条　規則第７条第６項に基づき、部会の庶務は、審議事項を担当する大阪府教育庁教育振興室高校再編整備課において行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

　　この要綱は、令和４年５月９日から施行する。